

## 今般のBCP改正案の主なポイント

### 1 感染症対策に関する記述を広く重大な感染症に対応する内容に改めること。

新型コロナウイルス感染症という特定の感染症への対応が中心となっている現行のBCPの記述を、広く重大な感染症に対応する内容に改めるもの

### 2 タブレット端末に関する記述を整理すること。

来る10月31日をもって議会から議員に対するタブレット端末の貸与が終了し、翌11月1日以降、議員が任意に選択した通信端末機器を本会議等において使用することが本格的に可能となる。これに伴い、BCPに記載されているタブレット端末に関する記述を全般的に整理するもの

### 3 議会局職員（1名程度）を初動支所班等の職員に充てることを可能にすること。

先般、執行部から、災害発生時の支所における対応を強化するため初動支所班等の人員を増強していることなどから、令和7年度以降、初動支所班等の職員を議会局職員からも選出することができるよう、改めて協力をお願いしたいとの要請があった。

これを受け、令和7年度から、災害発生時における議会機能の維持に支障のない範囲で、初動支所班等の職員を議会局職員から1名程度選出することができるよう、所要の改正を行うもの